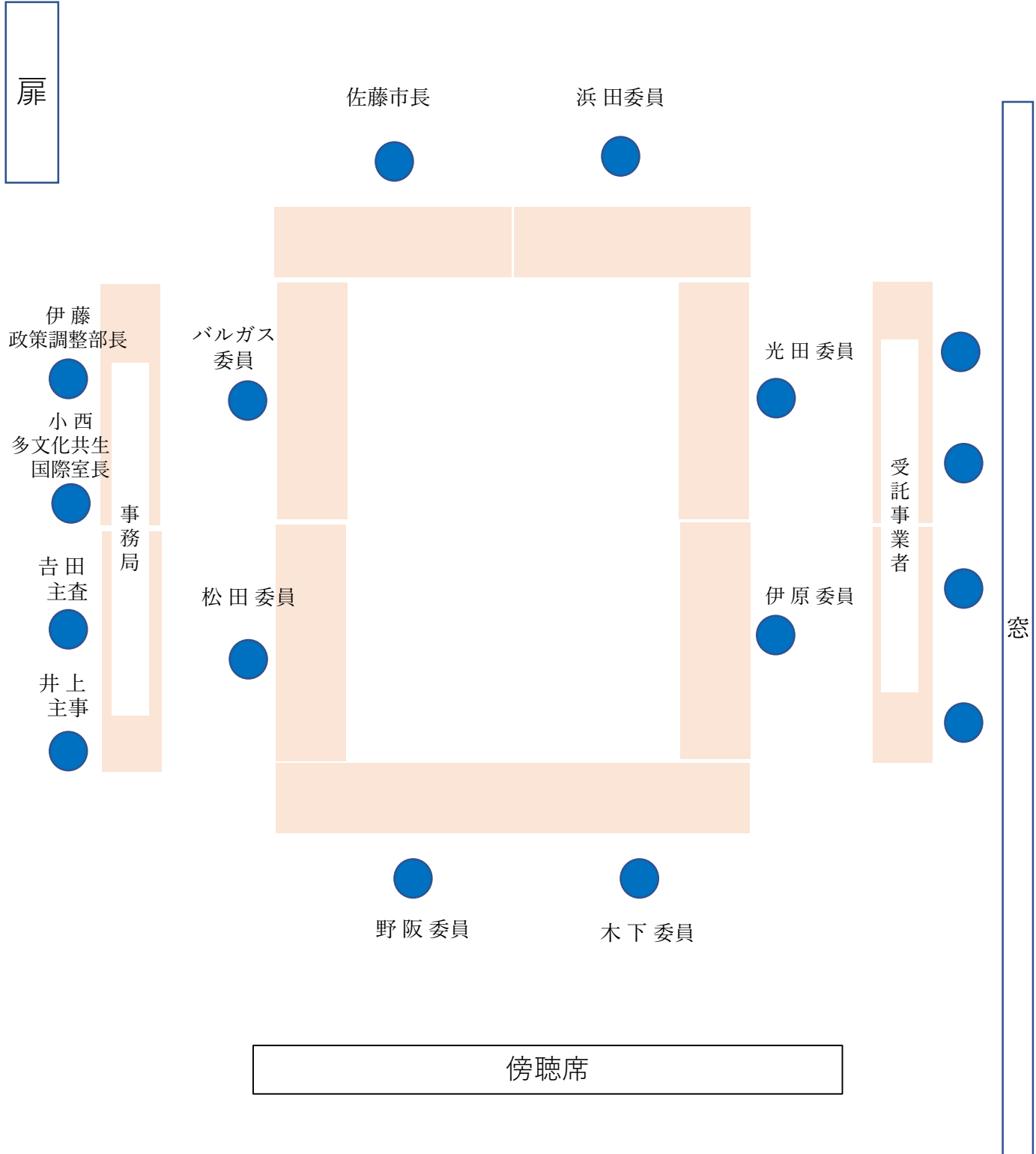


大津市多文化共生・国際化推進プラン策定懇話会 委員名簿

資料2

属性	氏名	所属
学識経験者	浜田 麻里	京都教育大学 国文学科教授
活動団体	伊原 節子	(公財)大津市国際親善協会 堅田日本語教室ボランティア
活動団体	光田 展子	(公財)滋賀県国際協会 事務局長補佐
事業所	木下 真一	日伸工業株式会社 総務部 総務課長
教育関係	野阪 克義	立命館大学国際部副部長 立命館大学理工学部教授
地域団体	松田 全悟	大津市瀬田東学区自治連合会 会長
公募委員	バルガス・ベンジャミン	

第1回大津市多文化共生・国際化推進プラン策定懇話会
席次表



大津市多文化共生・国際化推進プラン策定懇話会設置要綱

(設置)

第1条 大津市多文化共生・国際化推進プラン（以下「推進プラン」という。）の策定に関し、学識経験者、関係団体等から広く意見を聴取するため、大津市多文化共生・国際化推進プラン策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(意見を聴取する事項)

第2条 懇話会においては、次に掲げる事項について意見を聴取する。

- (1) 推進プランの策定に関する事項
- (2) その他推進プランの策定に当たり必要と認められる事項

(構成)

第3条 懇話会は、次に掲げる者のうちから市長が適当と認める者7人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 多文化共生・国際交流関係団体から選出された者
- (3) 外国籍の者を雇用している事業者から選出された者
- (4) 留学生を受け入れている県内の学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に掲げる大学（以下「大学」という。）から選出された者
- (5) 大津市自治連合会から選出された者
- (6) 本人又は父若しくは母のいずれかが外国籍である18歳以上の者であって、次に掲げるいずれかに該当するもの
 - ア 市内に住所地を有する者
 - イ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - ウ 市内に存する大学、学校教育法第1条に掲げる高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条に規定する各種学校に在学する者

(会議)

第4条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、次条の規定により庶務を担当する室の長（以下「庶務担当室長」という。）が招集する。

- 2 会議に座長及び副座長を置き、懇話会を構成する者の互選により定める。
- 3 座長は、会議の進行を行う。
- 4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、副座長が、その職務を代理する。
- 5 庶務担当室長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第5条 懇話会の庶務は、政策調整部企画調整課多文化共生・国際室において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、庶務担当室長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。